

11月24日 京都市総合事業 新設サービス事業者説明会

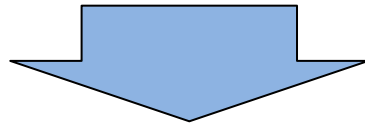
資料の訂正

訂正箇所：説明会資料 68ページ 京都市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A
「短期集中運動型デイサービスの指定基準について」

※ サービス計画作成者は、常勤である必要があります。

【誤】

短期集中運動型デイサービスの指定基準について	短期集中運動型デイサービスへの参入を検討しているが、 ①サービス計画作成者は常勤でなくても良いか。 ②サービス計画作成者はケアマネージャーや柔道整復師の資格が該当になることはないか。 ③管理者、主任指導員、指導員は各1名ずつ必要か。兼務は可能か。	✕ ①非常勤でも可能ですが、処遇に支障がないよう適切に配置ください。 ②該当しません。 ③管理者は兼務が可能ですが、主任指導員、指導員はそれぞれ配置していただく必要があります。
------------------------	--	---



【正】

短期集中運動型デイサービスの指定基準について	短期集中運動型デイサービスへの参入を検討しているが、 ①サービス計画作成者は常勤でなくても良いか。 ②サービス計画作成者はケアマネージャーや柔道整復師の資格が該当になることはないか。 ③管理者、主任指導員、指導員は各1名ずつ必要か。兼務は可能か。	○ ①常勤である必要があります。 ②該当しません。 ③管理者は兼務が可能ですが、主任指導員、指導員はそれぞれ配置していただく必要があります。
------------------------	--	---